

平成28年度第2回春日井市市民活動支援センター運営委員会次第

日時 平成28年11月11日（金） 午前10時

場所 市民活動支援センター 2階 第6集会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 平成28年度市民活動支援センター事業報告（中間）について
- (2) 平成29年度市民活動支援センター事業計画（案）について
- (3) その他

4 閉 会

目 次

- 1 平成28年度市民活動支援センター事業報告（中間）・・・・・・・・・・1
- 2 平成29年度市民活動支援センター事業計画（案）・・・・・・・・・・5
- 3 平成29年度市民活動支援センター事業一覧（案）・・・・・・・・・・11

参考資料

春日井市市民活動支援センター運営委員会要綱

平成 28 年度市民活動支援センター事業報告（中間）

1 市民活動団体への作業支援

設 備	平成 28 年度(9 月末)		平成 27 年度(9 月末)	
	件数 (件)	枚数 (枚)	件数 (件)	枚数 (枚)
全自動印刷機	1,727	517,233	1,628	510,543
大判プリンター	167	940	155	801
ポスタープリンター	14	38	22	60
ラミネーター	29	—	26	—
紙折機	68	—	116	—
ペーパーカッター	37	—	79	—
強力パンチ	3	—	8	—
電動ホチキス	1	—	3	—
ロッカー	266	—	441	—
メールボックス	11	—	10	—
交流コーナー	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)
団体打合室	222	1,837	269	2,252
オープンスペース	149	267	296	471

2 交流イベントの開催

名 称	項 目	平成 28 年度	平成 27 年度
ささえ愛センターまつり	参加団体数	62 団体	62 団体
	延べ来場者数	2,600 人	2,600 人

3 情報紙の発行

項目	平成 28 年度 (9 月末)	平成 27 年度 (9 月末)
発行回数	1 回	1 回
発行部数	2,000 部	2,000 部

4 かすがい市民活動情報サイトの管理・運営

種別	項目	平成 28 年度 (9 月末)	平成 27 年度 (9 月末)
かすがい市民活動 情報サイト	登録団体数	155 団体	161 団体
	アクセス件数	38,219 件	31,262 件
	更新件数	258 件	271 件
かすがい市民活動 情報サイトサポート	開催回数	18 回	13 回
	延べ参加者数	23 人	16 人

5 市民活動支援センターの管理・運営

項目		平成 28 年度 (9 月末)	平成 27 年度 (9 月末)
市民活動団体登録		182 団体	182 団体
サポーター 制度	活動回数	21 回	23 回
	延べ活動人数	38 人	55 人

6 市民活動支援センター運営委員会

項目	平成 28 年度 (9 月末)	平成 27 年度 (9 月末)
開催回数	1 回	1 回

7 個人向けセミナー

講座名	項目	平成 28 年度	平成 27 年度
傾聴ボランティア 養成講座	延べ参加者数	85 人	110 人
	体験先団体数	7 団体	7 団体
青少年ボランティア スクール	延べ参加者数	62 人	76 人
	体験先団体数	11 団体	14 団体

8 団体向けセミナー

講座名	項目	平成 28 年度	平成 27 年度
助成金獲得セミナー	延べ参加者数	17 人	12 人
	延べ参加団体数	14 団体	9 団体

9 相談事業

種 別	平成 28 年度（9 月末）		平成 27 年度（9 月末）	
	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
ボランティア相談	1,199	551	1,009	457
市民活動・NPO相談	6	9	7	10

10 春日井市社会福祉協議会との連携

項目	平成 28 年度（9 月末）	平成 27 年度（9 月末）
共催事業	3 事業	3 事業
連絡会	6 回	6 回

11 国際交流ルームの管理・運営

項 目	平成 28 年度 (9月末)	平成 27 年度 (9月末)
国際交流ルーム来場者数	1,984 人	1,995 人
通訳ボランティアの派遣	6 件	7 件
生活オリエンテーション	2 件	1 件
わくわく！ふれあいワールドの開催	3 回	3 回

12 集会室の貸出

名 称	平成 28 年度 (9月末)		平成 27 年度 (9月末)	
	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)
第1集会室	104	3,102	104	2,879
第2集会室	105	1,513	146	2,038
第3集会室	91	1,421	106	1,573
第4集会室	111	1,030	112	964
第5集会室	282	2,768	278	2,673
第6集会室	105	1,120	90	1,108
合 計	798	10,954	836	11,235

平成 29 年度市民活動支援センター事業計画（案）

1 市民活動団体への作業支援

(1) 作業コーナー

全自動印刷機、大判プリンター、ポスタープリンター、ラミネーター、紙折機、ペーパーカッター、強力パンチ、電動ホチキス、ロッカー（60 団体分）、メールボックス（220 団体分）

(2) 交流コーナー

団体打合室、オープンスペース

2 交流イベントの開催

(1) ささえ愛センターまつり

ア 目 的 市民活動支援センター登録団体間の交流を促進するとともに、市民が市民活動に関心を持つきっかけを提供する。

イ 内 容 登録団体の活動紹介ブース、各種イベント 等

ウ 開催時期 平成29年 4 月

(2) 春日井まつりにおける啓発イベント

ア 目 的 市民活動支援センターの取組を市民に周知する。

イ 内 容 市民活動支援センター及び登録団体の紹介、国際交流ルームにおける多文化共生に関するイベント 等

ウ 開催時期 平成29年10月

3 情報紙の発行

(1) 情報紙「ささえ愛」の発行

ア 発行回数 年 4 回発行

イ 発行部数 2,000部／回

ウ 規 格 A 4 版、4 ページ

エ 配布先 市内公共施設（各ふれあいセンター・公民館等）、市内小中学校・高校・大学、春日井市社会福祉協議会 等

4 かすがい市民活動情報サイトの管理・運営

(1) かすがい市民活動情報サイトの管理・運営

ア 登録団体等による市民活動情報の発信

団体主催イベント、講座の参加募集、ボランティア募集、会報 等

イ 市民活動支援センターからの情報提供

市民活動支援センター主催イベント、講座の参加募集、助成金情報 等

(2) かすがい市民活動情報サイトサポート

ア 開催日 随時

イ 対象者 かすがい市民活動情報サイト登録団体

ウ 内 容 情報サイトの機能や活用方法等を学習し、イベントや活動報告等の団体情報ページの作成及び発信補助

5 市民活動支援センターの管理・運営

(1) 市民活動団体の登録

(2) 情報紙等の配布

他市市民活動支援センター、ボランティア、NPO等の情報紙・機関紙・チラシ等を情報コーナーに設置

(3) NPO・ボランティア関係図書

蔵書数 127 冊

(4) 登録団体情報の収集・提供

ア 地域や登録団体間等のコーディネートに必要な団体情報の収集・提供

イ 市民活動支援センターの登録団体の情報を綴ったファイルの設置

(5) ささえ愛センターサポーター制度

市民が市民活動支援センター事業への協力等を行うサポーター制度を運用

6 市民活動支援センター運営委員会

(1) 市民活動支援センター運営委員会

ア 委 員 9名

イ 開催時期

第1回 平成29年6月

第2回 平成29年11月

ウ 開催場所 市民活動支援センター

エ 検討テーマ

- ・市民活動支援センター事業について
- ・施設機能と利用方法 等

7 個人向けセミナー

(1) 青少年ボランティアスクール

ア 目 的 青少年がボランティアやNPO等の活動について理解を深め、実際の活動体験を通じて、今後の活動参加のきっかけを提供する。

イ 内 容 ボランティアについての学習と実際の活動体験。

ウ 開催時期 平成29年7月～8月

見直し

(2) オトナのボランティアスクール

ア 目 的 これからのまちづくりを担うボランティアやNPOで活動する人材の育成を目指し、即戦力となる市民に、実際の活動を学んだり始めたりするきっかけを提供する。

イ 内 容 ボランティアやNPOについての学習と実際の活動体験。

ウ 開催時期 平成29年9月～10月

8 団体向けセミナー

(1) 助成金獲得セミナー

- ア 目的 助成金の申請に必要な知識等を身に付け、団体の資金獲得力を高める。
- イ 内容 助成金についての基本知識を身につけるとともに、実際の申請書の書き方やポイントを学ぶ。
- ウ 対象者 市民活動支援センター登録団体、NPO・ボランティア団体
- エ 開催時期 平成29年9月

(2) (仮称) まちづくりセミナー

- ア 目的 ファシリテーションを活用し、組織の運営支援や活動の活性化を目指す。
- イ 内容 対話を通じて懸案事項を整理する手法やスムーズな話し合いのコツなどを学ぶ。
- ウ 対象者 市民活動支援センター登録団体、NPO・ボランティア団体
- エ 開催時期 平成29年11月頃

(3) 会計セミナー

- ア 目的 団体の活動に必要な会計や税務の基礎を学び、団体決算事務等に役立てる。
- イ 内容 税理士を講師に、NPO法人の会計と税務について学習。
- ウ 対象者 市民活動支援センター登録団体、市内NPO法人、NPO法人設立を検討している団体及び個人
- エ 開催時期 平成30年2月

9 相談事業

相談事業	内容	相談担当者	実施日時
ボランティア相談	ボランティア活動に関する相談 電話による相談も可	春日井市社会福祉協議会ボランティアコーディネーター	火曜日～金曜日 午前9時～正午 午後1時～5時
市民活動・NPO相談	市民活動やNPO法人に関する相談	職員または市民活動支援に優れた相談員	午前9時～午後5時 ※相談員は予約制

10 春日井市社会福祉協議会との連携

(1) 春日井市社会福祉協議会との連絡会

- ア 開催日時 毎月1回、午後2時～4時
- イ 開催場所 市民活動支援センター、総合福祉センター
- ウ 内 容 市民活動支援センターとボランティアセンターの連携、情報交換、青少年ボランティアスクール等の共催事業等について協議

11 国際交流ルームの管理・運営

(1) 国際交流ルームの管理・運営

- ア 開所時間 午前9時～午後5時
- イ 管理業務
 - (ア) 多文化共生に関する情報の提供
 - (イ) 来所者の対応
 - (ウ) 備品・書籍・パンフレット等の管理
- ウ その他実施業務
 - (ア) 通訳ボランティアの派遣
 - (イ) 日常生活に関する情報提供を行う生活オリエンテーションの実施
 - (ウ) 異文化への理解を深め、外国人住民との交流を行う「わくわく！ふれあいワールド」の開催

(エ) かすがいふれあい教室 (外国人向け日本語教室) 等の講座やイベントの紹介等

12 集会室の貸出

名 称	定 員	備 考
第1集会室	80名	
第2集会室	36名	
第3集会室	36名	
第4集会室	30名	和 室
第5集会室	30名	
第6集会室	36名	

平成 29 年度市民活動支援センター事業一覧（案）

1 市民活動団体への作業支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 作業コーナー (2) 交流コーナー 	P5
2 交流イベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> (1) ささえ愛センターまつり (2) 春日井まつりにおける啓発イベント 	P5
3 情報紙の発行 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報紙「ささえ愛」の発行 	P5
4 かすがい市民活動情報サイトの管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> (1) かすがい市民活動情報サイトの管理・運営 (2) かすがい市民活動情報サイトサポート 	P6
5 市民活動支援センターの管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民活動団体の登録 (2) 情報紙等の配布 (3) NPO・ボランティア関係図書 (4) 登録団体情報の収集・提供 (5) ささえ愛センターサポーター制度 	P6
6 市民活動支援センター運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民活動支援センター運営委員会 	P7
7 個人向けセミナー <ul style="list-style-type: none"> (1) 青少年ボランティアスクール (2) オトナのボランティアスクール【見直し】 	P7
8 団体向けセミナー【見直し】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 助成金獲得セミナー (2) (仮称)まちづくりセミナー (3) 会計セミナー 	P8
9 相談事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティア相談 (2) 市民活動・NPO相談 	P9
10 春日井市社会福祉協議会との連携 <ul style="list-style-type: none"> (1) 春日井市社会福祉協議会との連絡会 	P9
11 国際交流ルームの管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国際交流ルームの管理・運営 	P9
12 集会室の貸出	P10

春日井市市民活動支援センター運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市市民活動支援センター（以下「市民活動支援センター」という。）を円滑に運営するに当たり必要な意見を求めるため、春日井市市民活動支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 運営委員会において意見を求める事項は、市民活動支援センターの運営に関する事項とする。

(組織)

第3条 運営委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 登録団体の代表者又は同団体が推薦する者
- (2) 市内の民間非営利組織（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動を行う団体をいう。）の代表者又は同団体が推薦する者
- (3) ボランティア関係者
- (4) 春日井商工会議所が推薦する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 運営委員会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は、運営委員会の会議を進行する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、市民生活部市民活動支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。